

中濃消防組合告示第5号

## 中濃消防組合職員措置請求に係る監査結果の公表

平成30年3月6日に提出されました中濃消防組合職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を同項の規定により下記のとおり公表します。

平成30年5月2日

中濃消防組合監査委員 古田 良典  
中濃消防組合監査委員 幅 永典

記

1 監査結果報告書 別 添

住民監査請求  
監査結果報告書

平成30年5月2日

中濃消防組合監査委員

# 目 次

|    |                               |   |
|----|-------------------------------|---|
| 第1 | 中濃消防組合職員措置請求                  | 1 |
| 1  | 請求人                           | 1 |
| 2  | 請求書の提出                        | 1 |
| 3  | 請求の要旨                         | 1 |
| 4  | 請求の理由                         | 1 |
|    | (1) 監査請求に係る契約                 | 1 |
|    | (2) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令 | 1 |
|    | (3) 組合の有する債権                  | 2 |
|    | ① 中央電子光学に対する債権                | 2 |
|    | ② 沖電気工業に対する債権                 | 3 |
|    | (4) 結論                        | 3 |
| 5  | 事実証明書                         | 3 |
| 6  | 請求の受理                         | 3 |
|    | (1) 請求人の資格について                | 3 |
|    | (2) 請求の対象                     | 3 |
|    | (3) 請求期間について                  | 3 |
|    | (4) 要件審査及び請求の受理               | 4 |
| 第2 | 監査の実施                         | 4 |
| 1  | 監査対象事項                        | 4 |
| 2  | 請求人の証拠提出及び陳述                  | 4 |
| 3  | 監査対象部局                        | 4 |
|    | (1) 関係者の陳述                    | 4 |
| 第3 | 判断                            | 5 |
| 1  | 当該入札における談合行為の存在について           | 5 |
| 2  | 談合行為による損害の発生について              | 6 |
| 3  | 中濃消防組合の対応について                 | 8 |
| 4  | 小括                            | 8 |
| 第4 | 結論                            | 8 |
| 第5 | 意見                            | 8 |

## 第1 中濃消防組合職員措置請求（以下「本件請求」という。）

### 1 請求人

住所： 省略

氏名： 省略

住所： 省略

氏名： 省略

### 2 請求書の提出

平成30年3月6日

### 3 請求の要旨（原文）

監査委員は、管理者に対し、平成25年7月12日締結の消防救急デジタル無線設備整備工事の請負契約に関し、中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社から各自金9355万5000円を消防組合に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

### 4 請求の理由（原文）

#### (1) 監査請求に係る契約

中濃消防組合（以下、「組合」という。）は、消防救急デジタル無線設備整備工事（以下、「本件工事」という。）を指名競争入札の方法により発注した。

これに対し、中央電子光学株式会社（以下、「中央電子光学」という。）が、1回目の入札で、4億4550万円で落札した。

そして、組合と中央電子光学は、平成25年7月12日、下記内容の消防救急デジタル無線設備整備工事の請負契約（以下、「本件契約」という。）を結んだ。

イ 請負代金 4億6777万5000円（消費税込み）

ロ 受注者に対する独占禁止法違反行為による排除措置命令（添付資料3、50条1項1号）、あるいは課徴金納付命令（同項2号）が確定した場合、受注者は、発注者に対して、請負代金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない（51条1項）。

ハ 上記ロの定めは、発注者に生じた損害の額が請負代金額の10分の1に相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない（51条3項）。

#### (2) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル（以下、「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社（以下、「沖

電気工業」という。)、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気(以下、「日立国際電気」という。)に独占禁止法第3条違反(以下、「本件談合」という。)があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令(平成29年(措)第1号)を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令(平成29年(納)第1号ないし4号)を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

### (3) 組合の有する債権

#### ① 中央電子光学に対する債権

##### (ア) 請負契約に基づく違約金請求権

ア 中央電子光学は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、中央電子光学はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されているから、実質的には、本件契約50条1項に該当する。

イ 損害賠償額について、51条3項は、請負代金額の10分の1に相当する額と定める。

しかし、組合の周辺自治体(岐阜市、下呂市、山県市、揖斐郡、羽島郡)は、同旨の規定について、損害賠償額を請負代金額の10分の2に相当する額と定める。周辺自治体がかような規定をおいているのは、談合によって競争が実質的に制限され、その結果落札額が低額になった場合、自治体が被る損害額は請負代金額の20パーセントであると想定しているからである。

このことは、組合においても異なるものではないから、本件談合によって組合が被った損害は、請負代金の20パーセントに相当する額である。50条3項でも、組合に同条第1項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について損害賠償できる旨定めている。

よって、組合は中央電子光学に対し、請負代金額の10分の2である9355万5000円の違約金請求権を有する。

##### (イ) 不法行為による損害賠償責任

上記のとおり、中央電子光学は、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として、不法行為責任を負う。

そして、本件談合によって組合が被った損害額は、請負代金額の10分の2に相当する金額である。

したがって、組合は中央電子光学に対して、請負代金額の10分の2である9355万5000円の損害賠償請求権を有する。

## ② 沖電気工業に対する債権

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

したがって、中央電子光学と同様、組合に対して不法行為責任を負う（中央電子光学とは、共同不法行為となる）。

沖電気工業は、中央電子光学との共同不法行為により組合に損害を与えたのだから、沖電気工業が組合に与えた損害額は、中央電子光学と同様に9355万5000円である。

したがって、組合は、沖電気工業に対して、9355万5000円の損害賠償請求権を有する。

## (4) 結論（原文）

以上の通り、組合は、中央電子工業及び沖電気工業に対して上述の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法242条第1項の規定により、下記資料を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

## 5 事実証明書

- (1) 平成29年（措）第1号排除措置命令書
- (2) 工事請負契約書
- (3) 仮工事請負契約書
- (4) 平成29年（納）第3号課徴金納付命令書

（注：事実証明書の内容については記載を省略した。）

## 6 請求の受理

### (1) 請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項において、住民監査請求を行うことができる請求人とは、当該普通地方公共団体の住人と規定されている。

本件請求人は、住民監査請求の資格を有している。

### (2) 請求の対象

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は中濃消防組合管理者に対して措置を要求している。

### (3) 請求期間について

法第242条第2項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年以内と規定されている。

本件請求は、平成29年2月2日に公正取引委員会が、業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行ってから1年以上経過したものであるが、その対象

は、入札談合により中濃消防組合が被った損害に対する損害賠償請求権の行使を怠っていたとするものであり、「財産の管理を怠る事実」に該当することから、請求期間の制限を受けないものと認める。

#### (4) 要件審査及び請求の受理

本件請求は、その一部において補正を求め、平成30年3月29日付けで記載内容を一部改めた書類の提出があり、それにより法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求人は、平成29年2月2日に公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者である富士通ゼネラル、日本電気、沖電気工業、日本無線、日立国際電気に独占禁止法第3条違反があったと認定し、これら5社に排除措置命令を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令を行ったが、中濃消防組合も消防救急デジタル無線設備整備工事の請負契約に関し、中央電子光学及び沖電気工業の不法行為により損害を被っていることから、損害賠償として両社から各自9355万5000円を中濃消防組合へ返還させるための必要な措置をとることを請求をしている。

したがって、請負契約に関し、①談合という不法行為があったか。②談合行為により中濃消防組合が損害を被ったか。③中濃消防組合の対応はどうであったか。これらを監査の対象とした。

### 2 請求人の証拠提出及び陳述

請求人に対しては、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月9日に陳述の機会を与えたが、本件請求のとおりでこれ以上陳述することはない旨の申し出があった。

### 3 監査対象部局

消防救急デジタル無線設備整備工事に係る入札及び契約を担当した中濃消防組合消防本部の総務課を監査対象とし、平成30年4月9日に関係職員より陳述を聴取し、また、詳細について説明を求めた。

#### (1) 関係職員の陳述

平成25年6月21日に8社による指名競争入札を行ったが、6社から事前に辞退届が提出され、当日応札したのは中央電子光学及び沖電気工業の2社のみであった。

辞退の理由としては、既設の指令台（沖電気工業製品）があり、消防救急デジ

タル無線はこの指令台システムと接続して使用する仕様となっており、費用面等で差異はあるものの接続自体はどのメーカーでも接続は可能であるが、接続が困難としており、6社から辞退届が提出されている。

当日応札した中央電子光学と沖電気工業の内、中央電子光学が4億6777万5000円（消費税込み）で落札し、平成25年6月24日に仮工事請負契約を締結し、議会の議決を経て平成25年7月12日に本契約を締結した。

平成29年2月2日付けで、公正取引委員会が消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったこと、平成29年2月8日付けで、消防庁防災情報室から「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令等に対する対応（案）について」の事務連絡が発せられ、「損害賠償等の請求」や「国庫補助金の返還」の対応等について示された。

中濃消防組合としては、当初、中央電子光学は公正取引委員会が独占禁止法違反で排除措置命令及び課徴金納付命令を行った当事者でないことから、契約約款に基づく損害賠償請求は行使できないと考えていた。また、同様の契約を締結している県下の消防本部へも動向を照会したところ、当消防本部と同様の考えであることを確認していた。

管理市である関市の顧問弁護士に相談したところ、契約約款に基づき中央電子光学だけを相手取り損害賠償請求するには談合の立証等も困難であり、中央電子光学と沖電気工業を連帯責任で損害賠償請求を行ってはどうかとの助言を受けている。

損害額の算定においても、本来なら公正な価格と請負金額との差額が損害額と解せられるが、公正な価格が判明しない以上、これら損害の算定は困難と言え、その後も県下の消防本部とも情報交換を行いつつ資料等を収集しているが、損害賠償請求に向けた確たる根拠、証拠は認められず、請求先の特定や損害額の確定等において十分精査する必要がある、慎重にならざるを得なかったことから、現在に至っている。

### 第3 判断

#### 1 当該入札における談合行為の存在について

請求人は、中央電子光学が公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていないが、公正取引委員会の認定によれば「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、中央電子光学はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定しているから、実質的には、本件契約第50条第1項に該当するとしている。

中央電子光学は、沖電気工業の他、日本電気、富士通ゼネラルといったところと



も特約店になっている。

公正取引委員会の認定による「代理店等」については、それらの名称等は特定されていない。また、中央電子光学自体は、排除措置命令や課徴金納付命令も受けてはいない。

しかし、公正取引委員会の沖電気工業に対する課徴金納付命令の算定の対象とした83の物件には、中濃消防組合が中央電子光学と契約を締結した消防救急デジタル無線整備工事も含まれており、沖電気工業はこれらを認めた上で課徴金を納付していることは、沖電気工業の特約店でもある中央電子光学が、公正取引委員会の認定による「代理店等」に含まれている可能性は推測されるが、明白な証拠はない。

8社による指名競争入札にあたり、中央電子光学以外はいずれも、公正取引委員会から排除措置命令を受けた消防救急デジタル無線機器の製造販売業者又は関連業者で構成されており、その内の6社から入札前に既設指令台システムとの接続困難等の理由により辞退届が提出され、入札に応じたのは中央電子光学と沖電気工業の2社のみであった。この事実は、公正取引委員会の認定による「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない」とされているところと似た状況であり、何らかの因果関係がありそうなことは推測し得るが、断定し得る確たる証拠はない。

以上により、当該入札における談合行為の存在については、疑わしい行為は認められるものの推測の域に過ぎず、何ら明白な根拠、確たる証拠もないことから、現時点においては認めがたい。

## 2 談合行為による損害の発生について

請求人は、損害賠償額について、工事請負契約約款第51条第3項は請負代金額の10分の1に相当する額と定めているが、組合の周辺自治体(岐阜市、下呂市、山県市、揖斐郡、羽島郡)は、同旨の規定で損害賠償額を請負代金額の10分の2に相当する額と定めており、組合においても異なるものではないことから、本件談合によって組合が被った損害は、請負代金額の20パーセントに相当する額である。また、契約約款第50条第3項でも、組合に同条第1項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について賠償請求できる旨が定められていることから、組合は中央電子光学に対し、請負代金額の10分の2である9355万5000円の違約金請求権を有するとしている。

しかしながら、前述のとおり談合が行われたという何ら明白な根拠、確たる証拠もないことから、現時点において損害の発生は認めがたい。

なお、工事請負契約約款によれば、損害賠償額の予約として第51条第1項では、

公正取引委員会の独占禁止法違反による排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したときなどには、損害賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額と定め、同条第3項では、生じた損害の額が同条第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではないと規定しており、請求人が主張する契約約款の根拠条項には誤りが認められ、内容に矛盾が生じている。仮に受注者である中央電子光学に談合の事実があったとすれば、契約約款に基づき請負代金額の10分の1に相当する額を損害賠償請求することとなり、請求人が主張するように、周辺自治体が同旨の規定で損害賠償額を請負代金額の10分の2に相当する額と定めていることを根拠として、組合が被った損害は、請負代金額の20パーセントに相当する額であるとするのは、契約内容を無視したものとなり、今後、契約約款を10分の2とする見直しは十分に検討する必要があると認めるが、今回の契約に関しては、約款に定める以上の請求を行うことは、契約書を逸脱したものとする。

また、請求人が主張する違約金請求権については、契約約款第50条第2項に規定するものであり、公正取引委員会の独占禁止法違反による排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したときなどにより、契約が解除された場合において違約金が発生するものであり、契約が解除されていない本件には適用されないものと判断する。

請求人は、中央電子光学は、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法第3条違反として不法行為責任を負い、組合は中央電子工学に対して、請負代金額の10分の2である9355万5000円の損害賠償請求権を有する。

また、沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていたものであり、中央電子光学と同様、組合に対して不法行為責任を負い、組合は沖電気工業に対して9355万5000円の損害賠償請求権を有するとしている。

このことについても、前述のとおり談合が行われたという何ら明白な根拠、確たる証拠もないことから、現時点において損害の発生は認めがたい。

仮に、入札談合があったとすれば、8社による指名競争入札そのものが、公正取引委員会の認定による「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない」とされているところに合致し、この行為は民法第719条第1項「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。」規定に該当し、8社全てによる共同不法行為が適用できると考察されるが、何ら明白な根拠、確たる証拠もないことから、現時点において損害の発生は認めがたい。

また、請求人は、請求の要旨中「中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社から各自金9355万5000円を消防組合に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。」としているが、共同不法行為による場合は、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負うものであり、到底認められるものではないと判断する。

### 3 中濃消防組合の対応について

管理市である関市の顧問弁護士にも相談し、また、他の消防本部とも情報交換を行いつつ資料等を収集しているが、損害賠償請求に向けた確たる根拠、証拠は認められず、請求先の特定や損害額の確定等において十分精査する必要がある、慎重にならざるを得なかったことから現在に至っていると述べていることから、必ずしも損害賠償請求の行使を怠っているとは言い難い。

### 4 小括

以上のことから、現時点において、平成25年7月12日締結の消防救急デジタル無線設備整備工事の請負契約に関し、中央電子光学及び沖電気工業の独占禁止法違反による不法行為によって、中濃消防組合が損害を被ったとは認めがたい。

## 第4 結論

上記のとおり、本件住民監査請求における請求人の主張には理由が認められず、これを棄却する。

## 第5 意見

本件請求における監査において、現時点では談合の存在に疑わしい行為は認められるものの推測の域に過ぎず、何ら明白な根拠、証拠もないことから、棄却としたものであり、今後も本件の消滅時効の期間も考慮するとともに、損害賠償請求に対する適切な対応を望むものである。

また、中濃消防組合契約規則に関しては、管理市である関市契約規則の例により行われており、工事請負契約約款における損害賠償請求の予約条項の中で、談合その他不正行為があった場合には、工事が完了した後においても受注者は、発注者に対し損害賠償金として請負代金の10分の1に相当する額を払わなければならないことを定められているが、周辺自治体ではその額を10分の2に相当する額と定め、より厳しい対応を取っていることに関して、今後は見直しも含め検討されるよう求める次第である。